

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月5日
【届出者の氏名又は名称】	三菱商事株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム 川上 和義
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	三菱商事株式会社 本店 (東京都千代田区丸の内二丁目3番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三菱商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、中央化学株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

中央化学株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である「JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者株式を1,888,800株（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数（21,040,000株）から、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在、対象者が保有する自己株式数（890,902株）を除く株式数（20,149,098株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして9.37%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））保有しており、また、当社の連結子会社である三菱商事パッケージング株式会社（以下「三菱商事パッケージング」といいます。）は、対象者株式を1,000,000株（保有割合にして4.96%）保有しておりますが、この度、平成23年8月19日開催の取締役会において、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏の保有する対象者株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）のうち4,798,000株（保有割合にして23.81%）、並びに渡辺明人氏はその株式の過半数を保有し、渡辺明人氏及びその親族の資産管理業務を行っている渡辺興産株式会社（以下「渡辺興産」といいます。なお、渡辺興産は、対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者株式に係る所有株式数で対象者の全株主中第2位とされております。）の保有する対象者株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）の全てを取得し、対象者を連結子会社化することを主たる目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

上記のとおり、本公開買付けは、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを主な目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、8,778,000株（保有割合にして43.57%）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

また、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図しておりませんが、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興産及び渡辺明人氏以外の対象者株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の対象者株式の売却の機会を確保するために、買付予定数の上限は定めておりません。従って、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,778,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。）、

なお、渡辺明人氏が保有する対象者株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）のうち、3,658,000株（保有割合にして18.15%）については中央化学商事株式会社（以下「中央化学商事」といいます。）が、1,080,000株（保有割合にして5.36%）については株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）が、60,000株（保有割合にして0.30%）については株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）がそれぞれ質権を設定しておりますが（これらの質権が設定された、渡辺明人氏の保有する対象者株式の合計は、4,798,000株（保有割合にして23.81%）になります。）、当社は、渡辺明人氏との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、() 当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適正な履践に関する事項、当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに()渡辺明人氏の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺明人氏の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる

前提条件が充足されない場合であっても、渡辺明人氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、渡辺明人氏が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

また、渡辺興産が保有する対象者株式3,980,000株(保有割合にして19.75%)のうち、2,320,000株(保有割合にして11.51%)については三菱東京UFJ銀行が、1,660,000株(保有割合にして8.24%)については株式会社埼玉りそな銀行(以下「埼玉りそな銀行」といいます。)がそれぞれ質権を設定しておりますが(これらの質権が設定された渡辺興産の保有する対象者株式は、渡辺興産が保有する対象者株式3,980,000株(保有割合にして19.75%)の全てとなります。)、当社は、渡辺興産との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、() 当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに()渡辺興産の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺興産の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として(なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺興産が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、渡辺興産が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

なお、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

他方、当社は、本公開買付けの開始に先立ち、対象者の株主である三菱商事パッケージング(本書提出日現在の保有株式数1,000,000株(保有割合にして4.96%))、三菱樹脂株式会社(以下「三菱樹脂」といいます。)(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株(保有割合にして3.29%))、株式会社JSP(以下「JSP」といいます。)(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数625千株(保有割合にして3.10%))及び三菱東京UFJ銀行(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株(保有割合にして2.56%))の4社(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数の合計2,803千株(保有割合にして13.91%))から、これらの各社が保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。

なお、対象者によって公表された平成23年8月19日付「三菱商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、以下の理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。

すなわち、対象者プレスリリースによれば、対象者はこれまで、対象者の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてきたものの、現在対象者は、国内の厳しい市場環境、即ち飽和状態にある市場を起因とする競合他社との価格競争及び国内売上高の伸び悩み、原油価格の高騰など厳しい経営環境に直面しているとのことです。その状況にあって、対象者が永続的に成長を続け企業価値を向上させていくためには、国内における事業基盤の強化は勿論のこと、中国事業の強化・推進によって直接的にもたらされる中国事業収益の獲得と、中国に直接的あるいは間接的に関わりを有する対象者得意先及びユーザー等との協働によってもたらされる国内事業収益の獲得が必要不可欠であると認識しているとのことです。

対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることによって、対象者の対外的な信用力が増大し、対象者の資金調達コストの削減や取引先の維持及び拡大が期待でき、当社による一層の販売面、原料供給面等での支援を対象

者の事業に活用することができるものと考えているとのことです。特に、()当社のグローバルネットワークを通じた中国市場における販路の拡大、()当社のネットワークを通じた効率的な資材の調達、()未進出エリアや新商品の共同提案及び共同開発、()販売先の共同開拓などのメリットが得られ、対象者の重要な経営課題である国内における事業基盤の強化及び中国事業の更なる成長等により、当社との協働による一定のシナジーを実現することが期待できると考えているとのことです。更に、対象者の大株主である渡辺興産及び渡辺明人氏が本公開買付けに応募することにより、永年に亘り計上されてきたゴルフ場開発投資事業に係る破産更生債権等の整理がなされ、対象者の財務内容の改善に資することなどによるメリットも存するものと判断したとのことです。

以上の理由等から、対象者は、本公開買付けにより当社の連結子会社となることによって、当社とのシナジーを実現することが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断したとのことです。

もっとも、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、対象者の依頼した第三者機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PWC」といいます。）による対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であるものの、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）による算定結果に示された価格のレンジを下回る価格とのことです。

対象者としては、上記の株式価値算定結果（本公開買付価格がPWCのDCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回ることを含みます。）に加え、本公開買付けが対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものであって、本公開買付けに対してその保有する対象者株式を応募することを希望しない株主はこれを応募しないことができること、本公開買付けは買付予定数の上限は定めていないものの、当社によれば、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであり、本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準（下記(6)に定める意味を有するものとします。）に抵触した場合、対象者は、対象者株式の上場を維持するための具体的な方策（対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、対象者の役員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。）の実行を予定しており、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定であるとのこと、対象者の一部の株主からはその保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨を聞いていること等をも総合的に勘案して、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが望ましいと判断し、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によって、上記の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

こうした中、当社は、平成22年度から向こう3年間の新たな計画として「中期経営計画2012」を策定し、その中では当社が目指すべきこととして「継続的企業価値の創出（継続的経済価値、継続的社会価値、継続的環境価値の“3つの価値”の創出）」を掲げております。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指しております。新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化、技術革新、新興国の台頭などが生み出す新たな成長市場の出現、ステークホルダーの広がりなどの外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転などの内部環境変化を踏まえ、当社は「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取組みを推進しております。

当社化学品グループは、川上の原料を扱う汎用化学品分野、そして川下の製品を扱うプラスチックや電子材料などの機能化学品分野、及び食品素材、医・農薬、バイオなどのライフサイエンス分野において事業を展開しており、機能化学品分野においては、川上から川下までのグローバルなチェーンの構築・強化、海外成長市場へのマーケットイン型地域戦略、需要に対する品揃えの強化のためのワンストップサプライプラットフォーム戦略を推進しております。中でも、プラスチックは、建材・包装材料、自動車・家電部品等に幅広く使用され、今後も着実な成長が見込まれることから、強化拡大すべき事業領域と位置付けております。既存取引に加え、競争力のある原料確保や加工分野への投資により、バリューチェーンを強化するためのさまざまな取組みを推進しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、昭和36年に食品包装容器の製造・販売を開始して以来、プラスチック製食品包装容器の製造・販売事業のリーディングカンパニーとして、時代に対応した素材開発から成型技術まで独自の技術確立し、現在まで数多くの特許や実用新案を内外で取得してきたとのことです。また、環境問題におきましても、業界に先駆けて、環境負荷の少ない素材開発から各種リサイクルシステムの構築など幅広い分野で検証を行い、従来にないリサイクル製品を市場に投入しているとのことです。また、対象者は、「世界の食文化の創造」をテーマに海外での事業展開にも邁進しており、既に中国に子会社を設立したほか、世界各地に技術輸出するなど世界の食文化向上に貢献しているとのことです。

対象者は4つの強み「卓越した技術開発力」、「環境配慮型製品」、「徹底した安全衛生体制」、「充実したサービス」を背景にプラスチック製食品包装容器業界のリーディングカンパニーとして日本の食文化に貢献してきたとのことです。そして、現在、対象者は、平成23年2月に発表した中期経営計画に基づいて、「日本一の食品包装容器メーカーの再興」への基礎固め期間と位置づけ、国内においては事業構造改革推進による収益改善、中国においては攻略市場の明確化及び供給体制の整備を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、国内については、平成23年1月1日付で完全子会社であったシー・エフ・ケイ株式会社を吸収合併し、事業運営の更なる効率化とグループにおける経営資源の有効活用に努めるとともに、昨年に引き続き、Safety（安全）・Quality（品質）・Cost（コスト）・Delivery（納品体制）の充実を目指す「SQCD向上活動」を全部門で推進しているとのことです。

また、中国においては、平成20年8月から開催された北京五輪及び平成22年5月に開催された上海国際博覧会では、対象者の連結子会社である北京雁栖中央化学有限公司及び上海中央化学有限公司が中国国内のワンウェイ食品容器メーカーの中で唯一、安全・安心な食品容器供給メーカーとしての指名を受けたことで、対象者グループの製品に対する安全性が再認識され、衛生面の安全性を重視する需要家の掘り起こしに加え、経済成長による市場規模の拡大から、対象者の中国子会社の売上高は2桁台の伸びを示しているとのことです。さらに、対象者の子会社間での情報共有・設備共有を推進したことにより、対象者の中国子会社の業績は、大きく改善しているとのことです。その結果、中国市場における売上高は順調に拡大し、平成22年度連結会計年度では、対象者の連結売上高のうち、中国市場が9.4%を占めるに至ったとのことです。今後も、対象者は、上記の4つの強みを最大限に発揮し、拡大を続ける成長市場としての中国市場におけるリーディングカンパニーを目指し、海外事業を更に強化していくとのことです。

他方で、対象者を取り巻く事業環境は困難な状況が続いているとのことです。近年の国内におけるプラスチック製食品包装容器市場は、少子高齢化による需要の縮小及び同業他社との競争の激化に伴う販売単価の下落等の影響下にあり、供給過多による飽和状態となりつつあり、今後も、長く低迷が続く経済環境下では、国内におけるプラスチック製食品包装容器市場の大きな成長は見込めないものと考えているとのことです。

対象者は、平成12年以降台頭してきた競合他社や業界の環境変化への対応の遅れによる業績の低迷に加え、平成15年に生じたゴルフ場開発投資事業における貸倒損失等によって、財務状況が悪化しました。当社は、平成21年に、三菱樹脂及びJSPと共同で、対象者の増資引受けを行い、三菱東京UFJ銀行と4社共同での支援体制を構築しました。そして、対象者においては、平成22年3月に、宇川進氏を新社長とする新たな体制のもと、経営改革が開始され、製造面では改善効果が現われ始めているものの、販売面での改革の遅れから未だ売上高の改善は見られないとのことです。対象者は、依然として財務体質に課題を抱えている状況にあり、加えて震災という新たなマイナス要因も発生し、再建の速度を加速する必要に迫られていると考えているとのことです。

当社は、約2年間に亘り、対象者の中国事業を中心に事業改善のサポートを行って参りましたが、中国事業においては様々な課題があるものの、適切な対応をすれば解決できるレベルの課題と捉え、また、中国市場の急速な拡大を背景に今後大きな飛躍が期待できるとの認識を持つ一方で、国内においては現在の営業体制及び会社の制度・組織に改善の余地があるのではないかと考え、それらを具体的に進めていくには、現状の出資割合を前提とした現下の支援体制では難しいという結論に到着致しました。

そこで、当社は、平成23年5月下旬に、対象者に対し、渡辺興産及び渡辺明人氏の保有する対象者株式を公開買付けにより買い受けることにより対象者を連結子会社化し、対象者の中国食品容器事業の強化及び対象者の海外事業の強化を図りたいとの内容の提案（以下「本提案」といいます。）を致しました。対象者プレスリリースによれば、本提案を受けて以降、対象者は、フィナンシャル・アドバイザーであるPwC及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から助言を受けながら、本提案の内容について慎重に検討を重ねてきたとのことです。一方、当社は、対象者との間で、対象者の中長期的な経営課題に対する取り組み方や本公開買付け後に生じるシナジー等について協議し、対象者の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上についての検討を重ねてまいりました。

また、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付け応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付け期間の末日までに上記の公開買付け応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがない

こと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

以上の状況を踏まえて、素材開発から成型技術まで独自の技術力もあり、また中国市場での大きな飛躍が期待できる対象者を連結子会社化し、商社として得意とする販売面、原料供給面、中国事業全般に於いて一步踏み込んだ再建支援を強化、加速することが、両社にとっての継続的企業価値の向上を実現可能とし、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、今般、本公開買付けを実施することに致しました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

上記記載の再建支援を行い、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値の向上を達成するため、当社は、対象者の取締役の過半数を派遣する予定です。また、本書提出日現在、対象者の代表取締役である宇川進氏については、本公開買付けの成立後も引き続き、対象者の代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。その他、対象者の経営体制、経営方針等については、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意等

対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、かかる決議の理由については、上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、渡辺明人氏との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、() 当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに()渡辺明人氏の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺明人氏の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として(なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺明人氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、渡辺明人氏が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

また、当社は、渡辺興産との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、() 当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに()渡辺興産の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺興産の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として(なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺興産が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、渡辺興産が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

なお、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

他方、当社は、対象者の株主である三菱商事パッケージング、三菱樹脂、JSP及び三菱東京UFJ銀行から、これらの各社が保有する対象者株式の全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 376円から390円

類似企業比較分析 201円から508円

DCF分析 335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成23年9月2日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値387円に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月29日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均386円（小数点以下四捨五入）と同額、過去1ヶ月間（平成23年8月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年6月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均382円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年3月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者機関であるPwCより、平成23年8月18日付で、対象者普通株式の株式価値算定書を取得し、当社が提示した本公開買付価格について検討するための基礎資料としたとのことです（なお、対象者は、第三者機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。PwCによる対象者の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式 377円から394円

類似会社基準方式 371円から471円

DCF方式 545円から691円

PwCは、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。PwCの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社基準方式及びDCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年8月17日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式のJASDAQにおける評価基準日の終値（390円）並びに評価基準日までの2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（2週間：384円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：390円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：377円（小数点以下四捨五入））並びに出来高加重平均値（2週間：382円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：394円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：381円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を377円～394円と算定しているとのことです。類似会社基準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しているとのことです。類似会社基準方式では、上場類似企業の各種比率を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を371円～471円と算定しているとのことです。DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF方式では、対象者が作成した平成23年12月期から平成25年12月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を545円～691円と算定しているとのことです。

法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、かかる決議の理由については、上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本公開買付けにより、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社化することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については現時点では企図しておりません。また、対象者の現経営陣は、現時点において、本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しているとのことです。

もっとも、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興産及び渡辺明人氏以外の対象者株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の対象者株式の売却の機会を確保するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。

したがって、本公開買付けの結果次第では、以下の から まで等のJASDAQの上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当し、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日に浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をいいます、以下同じ。）が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日に浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額をいいます。）が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき

ます。以下同じ。)が2億5,000万円未満である場合において、1か年以内に2億5,000万円以上とならないとき

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触した場合、対象者によれば、対象者において対象者株式の上場を維持するための具体的な方策(対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、対象者の役職員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。)の実行を予定しているとのことであり、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定です。

なお、当社は、本公開買付けの開始に先立ち、対象者株主である三菱商事パッケージング(本書提出日現在の保有株式数1,000,000株(保有割合にして4.96%))、三菱樹脂(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株(保有割合にして3.29%))、JSP(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数625千株(保有割合にして3.10%))及び三菱東京UFJ銀行(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株(保有割合にして2.56%))の4社(対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数の合計2,803千株(保有割合にして13.91%))から、これらの各社が保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。但し、三菱商事パッケージング、三菱樹脂、JSP及び三菱東京UFJ銀行が本公開買付けに応募しない場合であっても、本公開買付けの結果次第では、上記の から まで等の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記 記載の浮動株式数による上場廃止基準及び上記 記載の浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。また、上記 記載の株主数による上場廃止基準については、事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における株主数を基準として判断されるところ、本公開買付けの開始後最初に到来する対象者の事業年度の末日は、平成23年12月31日です。

(7) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、渡辺明人氏が保有する対象者株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）のうち4,798,000株（保有割合にして23.81%）及び渡辺興産が保有する対象者株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）の全てを取得し、対象者を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを実施するため、その目的を達成した場合には、現時点で、対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年9月5日（月曜日）から平成23年10月19日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成23年9月5日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金386円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 376円から390円 類似企業比較分析 201円から508円 DCF分析 335円から581円</p> <p>市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。</p> <p>類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しております。</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。</p>

	<p>本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成23年9月2日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値387円に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月29日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均386円（小数点以下四捨五入）と同額、過去1ヶ月間（平成23年8月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年6月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均382円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年3月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。</p>
算定の経緯	<p>対象者は、平成12年以降台頭してきた競合他社や業界の環境変化への対応の遅れによる業績の低迷に加え、平成15年に生じたゴルフ場開発投資事業における貸倒損失等によって、財務状況が悪化しました。当社は、平成21年に、三菱樹脂及びJSPと共同で、対象者の増資引受けを行い、三菱東京UFJ銀行と4社共同での支援体制を構築しました。そして、対象者においては、平成22年3月に、宇川進氏を新社長とする新たな体制のもと、経営改革が開始され、製造面では改善効果が現われ始めているものの、販売面での改革の遅れから未だ売上高の改善は見られないとのことです。対象者は、依然として財務体質に課題を抱えている状況にあり、加えて震災という新たなマイナス要因も発生し、再建の速度を加速する必要に迫られていると考えているとのことです。</p> <p>当社は、約2年間に亘り、対象者の中国事業を中心に事業改善のサポートを行って参りましたが、中国事業においては様々な課題があるものの、適切な対応すれば解決できるレベルの課題と捉え、また、中国市場の急速な拡大を背景に今後大きな飛躍が期待できるとの認識を持つ一方で、国内においては現在の営業体制及び会社の制度・組織に改善の余地があるのではないかと考え、それらを具体的に進めていくには、現状の出資割合を前提とした現下の支援体制では難しいという結論に帰着致しました。</p> <p>そこで、当社は、平成23年5月下旬に、対象者に対し、渡辺興産及び渡辺明人氏の保有する対象者株式を公開買付けにより買い受けることにより対象者を連結子会社化し、対象者の中国食品容器事業の強化及び対象者の海外事業の強化を図りたいとの内容の本提案を致しました。対象者プレスリリースによれば、本提案を受けて以降、対象者は、フィナンシャル・アドバイザーであるPwC及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から助言を受けながら、本提案の内容について慎重に検討を重ねてきたとのことです。一方、当社は、対象者との間で、対象者の中長期的な経営課題に対する取り組み方や本公開買付け後に生じるシナジー等について協議し、対象者の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上についての検討を重ねてまいりました。</p>

また、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

以上の状況を踏まえて、素材開発から成型技術まで独自の技術力もあり、また中国市場での大きな飛躍が期待できる対象者を連結子会社化し、商社として得意とする販売面、原料供給面、中国事業全般に於いて一步踏み込んだ再建支援を強化、加速することが、両社にとっての継続的企業価値の向上を実現可能とし、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議致しました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 376円から390円

類似企業比較分析 201円から508円

DCF分析 335円から581円

当該意見を踏まえ買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・デリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
DCF分析	335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円(小数点以下四捨五入)、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円(小数点以下四捨五入)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・デリジェンス(法務・会計・税務等)の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成23年9月2日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値387円に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月29日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均386円（小数点以下四捨五入）と同額、過去1ヶ月間（平成23年8月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年6月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均382円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年3月3日～平成23年9月2日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者機関であるPwCより、平成23年8月18日付で、対象者普通株式の株式価値算定書を取得し、当社が提示した本公開買付価格について検討するための基礎資料としたとのことです（なお、対象者は、第三者機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。PwCによる対象者の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	377円から394円
類似会社比準方式	371円から471円
DCF方式	545円から691円

PwCは、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。PwCの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びDCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年8月17日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式のJASDAQにおける評価基準日の終値（390円）並びに評価基準日までの2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（2週間：384円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：390円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：377円（小数点以下四捨五入））並びに出来高加重平均値（2週間：382円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：394円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：381円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を377円～394円と算定しているとのことです。類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しているとのことです。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を371円～471円と算定しているとのことです。DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF方式では、対象者が作成した平成23年12月期から平成25年12月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を545円～691円と算定しているとのことです。

法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、以下の理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。

すなわち、対象者プレスリリースによれば、対象者はこれまで、対象者の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてきたものの、現在対象者は、国内の厳しい市場環境、即ち飽和状態にある市場を起因とする競合他社との価格競争及び国内売上高の伸び悩み、原油価格の高騰など厳しい経営環境に直面しているとのことです。その状況にあって、対象者が永続的に成長を続け企業価値を向上させていくためには、国内における事業基盤の強化は勿論のこと、中国事業の強化・推進によって直接的にもたらされる中国事業収益の獲得と、中国に直接的あるいは間接的に関わりを有する対象者得意先及びユーザー等との協働によってもたらされる国内事業収益の獲得が必要不可欠であると認識しているとのことです。

対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることによって、対象者の対外的な信用力が増大し、対象者の資金調達コストの削減や取引先の維持及び拡大が期待でき、当社による一層の販売面、原料供給面等での支援を対象者の事業に活用することができるものと考えているとのことです。特に、()当社のグローバルネットワークを通じた中国市場における販路の拡大、()当社のネットワークを通じた効率的な資材の調達、()未進出エリアや新商品の共同提案及び共同開発、()販売先の共同開拓などのメリットが得られ、対象者の重要な経営課題である国内における事業基盤の強化及び中国事業の更なる成長等により、当社との協働による一定のシナジーを実現することが期待できると考えているとのことです。更に、対象者の大株主である渡辺興産及び渡辺明人氏が本公開買付けに応募することにより、永年に亘り計上されてきたゴルフ場開発投資事業に係る破産更生債権等の整理がなされ、対象者の財務内容の改善に資することなどによるメリットも存するものと判断したとのことです。

以上の理由等から、対象者は、本公開買付けにより当社の連結子会社となることによって、当社とのシナジーを実現することが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断したとのことです。

もっとも、上記「3 買付け等の目的」の「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、対象者の依頼した第三者機関であるPwCによる対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であるものの、DCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回る価格とのことです。

対象者としては、上記の株式価値算定結果（本公開買付価格がPwCのDCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回ることを含みます。）に加え、本公開買付けが対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものであって、本公開買付けに対してその保有する対象者株式を応募することを希望しない株主はこれを応募しないことができること、本公開買付けは買付予定数の上限は定めていないものの、当社によれば、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであり、本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触した場合、対象者は、対象者株式の上場を維持するための具体的な方策（対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出すよう要請すること、対象者の役職員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。）の実行を予定しており、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定であるとのこと、対象者の一部の株主からはその保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨を聞いていること等をも総合的に勘案して、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが望ましいと判断し、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によって、上記の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,778,000 (株)	8,778,000 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,778,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(以下「最大買付数」といいます。)は、18,260,298株となります。これは、対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(21,040,000株)から、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する自己株式数(890,902株)及び本書提出日現在において当社が保有する対象者株式数(1,888,800株)を控除した数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	87,780
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年9月5日現在)(個)(d)	18,888
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年9月5日現在)(個)(g)	10,288
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(個)(j)	201,481
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	43.57
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	52.94

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,778,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年9月5日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年9月5日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成23年8月12日提出の第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(21,040,000株)から同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する自己株式数(890,902株)を控除した株式数(20,149,098株)に係る議決権の数である201,490個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成23年8月15日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成23年9月15日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。また、平成23年8月19日付の排除措置命令を行わない旨の通知を、平成23年8月22日に公正取引委員会より受領したため、措置期間は平成23年8月19日をもって終了いたしました。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの)

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,388,308,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,452,308,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(8,778,000株)に1株当たりの買付価格(386円)を乗じた金額を記載しております。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数(18,260,298株)の全てを買付けた場合の買付代金は、7,048,475,028円になり、この場合「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は、7,112,475,028円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	42,956,424
計(a)	42,956,424

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

42,956,424千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2)【決済の開始日】

平成23年10月26日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,778,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,778,000株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第1項3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成23年度第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月15日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成22年度有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月20日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱商事株式会社 本店

（東京都千代田区丸ノ内二丁目3番1号）

三菱商事株式会社 中部支社

（名古屋市中村区名駅一丁目1番4号）

三菱商事株式会社 関西支社

（大阪市北区梅田二丁目2番22号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年9月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29,236 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	29,236 (個)		
所有株券等の合計数	29,236 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数60個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年9月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18,888 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	18,888 (個)		
所有株券等の合計数	18,888 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成23年9月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,348 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,348 (個)		
所有株券等の合計数	10,348 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数60個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成23年9月5日現在)

氏名又は名称	三菱商事パッケージング株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋二丁目3番10号
職業又は事業の内容	包装資材、包装関連機械、段ボール原紙、段ボール製品の販売及び紙・板紙製品の輸出入・外国間取引
連絡先	連絡者 三菱商事パッケージング株式会社 取締役専務執行役員 大八木 勉 連絡場所 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 電話番号 03 - 3243 - 8200 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	明和産業株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
職業又は事業の内容	化学品、合成樹脂、建築資材、木材、燃料、食料、機械、金属、その他各種物品の国内販売並びに輸出入業
連絡先	連絡者 明和産業株式会社 専務取締役 経理本部長 吉年 寛行 連絡場所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 電話番号 03 - 3240 - 9050
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	三菱UFJリース株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
職業又は事業の内容	機械、器具備品等のリース・割賦販売取引及び金銭の貸付等の金融取引
連絡先	連絡者 三菱UFJリース株式会社 企画部 次長 北原 克哉 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 電話番号 03 - 6865 - 3001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

(平成23年9月5日現在)

三菱商事パッケージング株式会社

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,000 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,000 (個)		
所有株券等の合計数	10,000 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

明和産業株式会社

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	288 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	288 (個)		
所有株券等の合計数	288 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

三菱UFJリース株式会社

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証()			
株券等預託証券()			
合計	60(個)		
所有株券等の合計数	60(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 三菱UFJリース株式会社は小規模所有者に該当いたしますので、三菱UFJリース株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年9月5日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者が対象者との間で行っている重要な取引として、公開買付者による対象者に対する原材料の販売取引があります。その金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

回次	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
公開買付者による対象者に対する原材料の販売取引額	1,169	855	1,288

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、以下の理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。

すなわち、対象者プレスリリースによれば、対象者はこれまで、対象者の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてきたものの、現在対象者は、国内の厳しい市場環境、即ち飽和状態にある市場を起因とする競合他社との価格競争及び国内売上高の伸び悩み、原油価格の高騰など厳しい経営環境に直面しているとのことです。その状況にあって、対象者が永続的に成長を続け企業価値を向上させていくためには、国内における事業基盤の強化は勿論のこと、中国事業の強化・推進によって直接的にもたらされる中国事業収益の獲得と、中国に直接的あるいは間接的に関わりを有する対象者得意先及びユーザー等との協働によってもたらされる国内事業収益の獲得が必要不可欠であると認識しているとのことです。

対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることによって、対象者の対外的な信用力が増大し、対象者の資金調達コストの削減や取引先の維持及び拡大が期待でき、当社による一層の販売面、原料供給面等での支援を対象者の事業に活用することができるものと考えているとのことです。特に、()当社のグローバルネットワークを通じた中国市場における販路の拡大、()当社のネットワークを通じた効率的な資材の調達、()未進出エリアや新商品の共同提案及び共同開発、()販売先の共同開拓などのメリットが得られ、対象者の重要な経営課題である国内における事業基盤の強化及び中国事業の更なる成長等により、当社との協働による一定のシナジーを実現することが期待できると考えているとのことです。更に、対象者の大株主である渡辺興産及び渡辺明人氏が本公開買付けに応募することにより、永年に亘り計上されてきたゴルフ場開発投資事業に係る破産更生債権等の整理がなされ、対象者の財務内容の改善に資することなどによるメリットも存するものと判断したとのことです。

以上の理由等から、対象者は、本公開買付けにより当社の連結子会社となることによって、当社とのシナジーを実現することが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断したとのことです。

もっとも、上記「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、対象者の依頼した第三者機関であるPWCによる対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であるものの、DCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回る価格とのことです。

対象者としては、上記の株式価値算定結果(本公開買付価格がPWCのDCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回ることを含みます。)に加え、本公開買付けが対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものであって、本公開買付けに対してその保有する対象者株式を応募することを希望しない株主はこれを応募しないことができること、本公開買付けは買付予定数の上限は定めていないものの、当社によれば、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであり、本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触した場合、対象者は、対象者株式の上場を維持するための具体的な方策(対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、対象者の役職員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。)の実行を予定しており、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定であるとのこと、対象者の一部の株主からはその保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨を聞いていること等をも総合的に勘案して、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが望ましいと判断し、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によって、上記の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨

の意見を述べているとのことです。

なお、本書提出日現在、対象者の代表取締役である宇川進氏については、本公開買付けの成立後も引き続き、対象者の代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価	412	370	370	395	407	478	388
最低株価	325	349	341	343	369	373	386

(注) 平成23年9月については、平成23年9月2日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の 割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日) 平成22年 3月30日関東財務局長に提出
 事業年度 第51期(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日) 平成23年 3月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第 2 四半期(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日) 平成23年 8月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所
 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

5【その他】

(1) 平成23年7月28日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成23年7月28日に、株式会社大阪証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 平成23年12月期第2四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年6月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	31,000	1,200	600	500	24.82
今回修正予想（B）	28,906	833	694	171	8.49
増減額（B - A）	2,094	367	94	329	
増減率（％）	6.8	30.6	15.7	65.8	
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成22年12月期第2四半期）	30,268	1,122	815	986	48.95

(b) 平成23年12月期通期連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	66,000	3,200	2,400	2,000	99.26
今回修正予想（B）	65,600	3,000	2,200	1,400	69.48
増減額（B - A）	400	200	200	600	
増減率（％）	0.6	6.3	8.3	30.0	
（ご参考）前期実績 （平成22年12月期）	64,699	3,129	2,391	1,961	97.33

(c) 平成23年12月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年6月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	28,000	1,000	600	500	24.82
今回修正予想（B）	26,439	735	522	158	7.88
増減額（B - A）	1,561	265	78	342	
増減率（％）	5.6	26.5	13.0	68.4	
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成22年12月期第2四半期）	27,955	898	682	746	37.03

(d) 平成23年12月期通期個別業績予想数値の修正(平成23年1月1日~平成23年12月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	60,000	2,900	2,100	1,900	94.30
今回修正予想(B)	59,400	2,600	2,000	1,300	64.52
増減額(B-A)	600	300	100	600	
増減率(%)	1.0	10.3	4.8	31.6	
(ご参考)前期実績 (平成22年12月期)	59,867	2,549	2,046	2,502	124.19

(2) 平成23年8月8日付「配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成23年8月8日に、株式会社大阪証券取引所において、「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成23年8月8日開催の取締役会において、平成23年第2四半期末の配当について、無配とすることを決議したとのことです。なお、平成23年12月期期末配当については、今後の業績動向を見極めつつ検討することとし、未定としているとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

以上